

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関

人事委員会事務局

監査委員事務局

警察本部長並びに警察本部及び警察署

労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和 41 年岩手県訓令第 29 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項（第 5 号から第 12 号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長（総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）<u>及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項（第 5 号から第 12 号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局の<u>学校教育室長及び総括課長（学校教育室長又は総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）</u>、<u>課長、並びに担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>8 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項（第 5 号から第 12 号までに限る。）に掲げる事務について、<u>教育委員会事務局教育企画室予算財務担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 物品の交換及び<u>譲与</u>に関すること。</p> <p>(10)～(18) [略]</p>	<p>8 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項（第 5 号から第 12 号までに限る。）に掲げる事務について、<u>教育委員会事務局教育企画室予算財務課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 物品の交換及び<u>譲渡</u>に関すること。</p> <p>(10)～(18) [略]</p>
<p>9 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務について、<u>教育委員会事務局教育企画室企画担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>9 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務について、<u>教育委員会事務局教育企画室企画課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>10 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項（第 5 号から第 12 号までに限る。）に掲げる事務について、<u>教育委員会事務局教育企画室学校施設担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 使用の許可若しくは貸付けの期間が 1 週間以内又は使用部分が<u>極めて</u>小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。</p>	<p>10 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項（第 5 号から第 12 号までに限る。）に掲げる事務について、<u>教育委員会事務局教育企画室学校施設課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 使用の許可若しくは貸付けの期間が 1 週間以内<u>の場合</u>又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。</p>

11～15 [略]

16 前項に定めるもののほか、第3項に掲げる事務について、
県立学校長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可の期間が1週間以内又は使用部分が極めて
小部分の場合における学校林の土地の使用の許可に関す
ること。

17 第1項第2号並びに第2項第5号から第10号まで及び第12
号に掲げる事務について、教育長が指定する職員は、次の事
項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することが
できる。

(1) 県立博物館の入館料及び県立美術館の観覧料の免除に
関すること。

(2)～(4) [略]

(人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務)

第5条 [略]

2 [略]

3 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局職員課長
の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内又は使
用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許
可又は貸付けに関すること。

(5)～(11) [略]

(12) 物品の交換及び譲与に関すること。

(13)～(18) [略]

4 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局総務・審
査担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(監査委員事務局の職員に補助執行させる事務)

第6条 [略]

2 [略]

3 第1項に掲げる事務について、監査委員事務局総括監査監
の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内又は使
用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許
可又は貸付けに関すること。

(5)～(14) [略]

(15) 物品の交換及び譲与に関すること。

(16)～(22) [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

11～15 [略]

16 前項に定めるもののほか、第3項に掲げる事務について、
県立学校長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可の期間が1週間以内の場合又は使用部分が
小部分の場合における学校林の土地の使用の許可に関す
ること。

17 第1項第2号並びに第2項第5号から第10号まで及び第12
号に掲げる事務について、教育長が指定する職員は、次の事
項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することが
できる。

(1) 県立青少年の家の使用料、県立博物館の入館料及び県
立美術館の観覧料の免除に関すること。

(2)～(4) [略]

(人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務)

第5条 [略]

2 [略]

3 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局職員課総
括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合
又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許
可又は貸付けに関すること。

(5)～(11) [略]

(12) 物品の交換及び譲渡に関すること。

(13)～(18) [略]

4 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局総務・任
用担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(監査委員事務局の職員に補助執行させる事務)

第6条 [略]

2 [略]

3 第1項に掲げる事務について、監査委員事務局監査第一課
総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合
又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許
可又は貸付けに関すること。

(5)～(14) [略]

(15) 物品の交換及び譲渡に関すること。

(16)～(22) [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 公舎の区分及び公舎格付台帳への記載に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 予算の令達、配当替え及び流用並びに予算計上の趣旨及び使途の変更に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) 工事の完成検査及び補助事業の検査に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 第2号、第3号、第11号及び前号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(18) 第5号、第14号及び第15号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(19) [略]

(20) [略]

4・5 [略]

6 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(5)・(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 営繕工事の監督及び検査に関すること。

(11) [略]

第7条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 予算の流用並びに予算計上の趣旨及び使途の変更に關すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 第2号、第3号、第10号及び前号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(16) 第5号、第12号及び第13号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(17) [略]

(18) [略]

4・5 [略]

6 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(5)・(6) [略]

(7) 公舎の区分及び公舎格付台帳への記載に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 予算の令達及び配当替えに関すること。

(12) [略]

(13) 工事の完成検査及び補助事業の検査に関すること。

(14) 営繕工事の監督及び検査に関すること。

<p>(12) [略]</p> <p>(13) <u>第3項第14号</u>に規定する以外の国庫支出金に関する こと。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) 第2号、第3号、<u>第11号</u>及び前号に規定する以外の1 件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(複写機の賃貸 借及び保守契約(別に定めるものを除く。))に係る入札及 び契約を除く。)をすること。</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) 物品の交換及び<u>譲与</u>に関すること。</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) 第5号及び<u>第13号</u>に規定する以外の1件の金額1億 5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その 他の行為をすること。</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>7・8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>(労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に掲げる事務について、<u>労働委員会事務局審査調整 課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内又は使 用部分が<u>極めて</u>小部分の場合における公有財産の使用の 許可又は貸付けに関すること。</p> <p>(5)～(14) [略]</p> <p>(15) 物品の交換及び<u>譲与</u>に関すること。</p> <p>(16)～(21) [略]</p>	<p>(15) [略]</p> <p>(16) <u>第3項第12号</u>に規定する以外の国庫支出金に関するこ と。</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) 第2号、第3号、<u>第12号</u>及び前号に規定する以外の1 件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(複写機の賃貸 借及び保守契約(別に定めるものを除く。))に係る入札及 び契約を除く。)をすること。</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) 物品の交換及び<u>譲渡</u>に関すること。</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) 第5号及び<u>第16号</u>に規定する以外の1件の金額1億 5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その 他の行為をすること。</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) [略]</p> <p>(28) [略]</p> <p>7・8 [略]</p> <p>9 <u>第1項に掲げる事務について、警察本部交通指導課長の専 決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>現金取扱員及び災害の発生、出張等による出納員の長 期不在等特別の事情がある場合における出納員補佐を命ず ること。</u></p> <p>10 [略]</p> <p>11 [略]</p> <p>(労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に掲げる事務について、<u>労働委員会事務局審査調整 課総括課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合 又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の 許可又は貸付けに関すること。</p> <p>(5)～(14) [略]</p> <p>(15) 物品の交換及び<u>譲渡</u>に関すること。</p> <p>(16)～(21) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。